

「マネーパートナーズ外国為替証拠金取引約款（契約約款）」新旧対照表

（変更部分には下線を引く）

赤字：今回の改訂で追加もしくは変更される箇所

青字：今回の改訂で削除される箇所

現行規程	変更後
<p>●第 27 条 解約</p> <p>(1)</p> <p>⑦お客様と当社との間の信頼関係の喪失その他やむを得ない事由により、当社が解約すべきと判断した場合、その他お客様が F X 取引を利用することが不適当だと、マネーパートナーズが判断した場合。</p> <p>⑧第 29 条に定める契約約款の変更にお客様が同意しない場合。</p> <p>当然に有効であり、準拠法の範囲内で最大限の効力を有するものとする。</p>	<p>●第 27 条 解約</p> <p>(1)</p> <p>⑦<u>マネーパートナーズが提供する価格等の情報の取得方法または利用が不適切であるとマネーパートナーズが判断した場合</u>またはお客様と<u>マネーパートナーズ</u>との間の信頼関係の喪失その他やむを得ない事由により、<u>マネーパートナーズ</u>が解約すべきと判断した場合、その他お客様が F X 取引を利用することが不適当だと、マネーパートナーズが判断した場合。</p> <p>⑧第 30 条に定める契約約款の変更にお客様が同意しない場合。</p>
<p>※条項の新規追加</p>	<p>●<u>第 29 条 取引の制限、停止</u></p> <p><u>マネーパートナーズは、第 27 条第 1 項各号に該当する可能性があるとしてマネーパートナーズが判断した場合または過度の回転売買等不適切な取引であるとマネーパートナーズが判断した場合、お客様の新規建玉を制限または停止することができる。</u></p>
<p>●第 29 条 契約約款等の変更</p>	<p>●<u>第 30 条</u> 契約約款等の変更</p>
<p>●第 30 条 準拠法</p>	<p>●<u>第 31 条</u> 準拠法</p>
<p>●第 31 条 合意管轄</p>	<p>●<u>第 32 条</u> 合意管轄</p>
<p>●第 32 条 クーリングオフ</p>	<p>●<u>第 33 条</u> クーリングオフ</p>
<p>●第 33 条 分離独立条項</p>	<p>●<u>第 34 条</u> 分離独立条項</p>

以 上